

# 中華人民共和国民法典相続編の試訳

## — 中華人民共和国相続法からの改正点・対照資料として

長 友 昭

キーワード：中国，民法典，相続編，遺産管理人，公証遺言

### I はじめに

本稿は、中国における相続法〔承継法〕の分野について、1985年の中華人民共和国相続法（以下「相続法」とも称する）から2020年に採択されて2021年1月より施行されている中華人民共和国民法典（以下「民法典」とも称する）の相続編（以下「相続編」とも称する）においてどのような変化があったのかを検討する。

新華社によれば、2020年5月28日15時08分に、13期全国人民代表大会3次会議において、「中華人民共和国民法典」が採択された。これをもって、中国「民法典時代」の正式な到来が宣言されたと報じられている<sup>(1)</sup>。本稿が扱う相続編については、1985年に相続法が制定されており、建国以来の社会主義法的色彩を残しつつも、実務的な取り組みや法改正・司法解釈などが蓄積していた。そのため、今般、民法典としてとりまとめられた法制度の実質的な内容については、詳細な分析が必要になる。本稿を一瞥しても明らかなように、民法典の体系性を高めるために規定の削除（移動）がなされた部分がある一方で、民法典と相続法の間には、細かな用語の整理や形式の統一などが散見される。すなわち、民法典の制定では、制度の大きな変化よりも法典としての体系性が重視されていることが見て取れる。主な改正点としては、遺産管理人制度を追加し（第1145～1149条）、遺言の効力に関する規定が改正された（第1133条以下）。また、公証遺言の効力を優先する規定が削除されたうえで、被相続人の真実の意思が尊重されている（第1142条2項、相続法20条3項参照）など、注目すべき点も多い。いずれも興味深い論点ではあるが、上述のように、相続法には既に一定の学問的蓄積がある<sup>(2)</sup>ため、ここで軽々に論じ切れるものではない。

そこで、本稿では、中国民法典<sup>(3)</sup>の相続編と1985年の相続法<sup>(4)</sup>とを対照して訳出し、その改正点を明らかにする。これにより、中国民法典の制定によって相続法の分野にどのような変化があったのかを示すものとして、今後、詳細な議論を展開するための基礎資料としたい。

## II 中華人民共和國民法典（相続編）（2020年制定，2021年1月1日施行）および中華人民共和國相続法（1985年4月10日制定，2021年1月1日廃止）等の関連法規の試訳

### 凡 例

1. 翻訳においては、原文と訳文における条文上の前段・後段等の構造上の対応関係の維持を重視して、「;」は「。」で区切らず、「,」で訳出した。
2. 民法典における相続法からの変更点等を明らかにするため、①新しい規範や文言が増加した部分については民法典にゴシック体で示した。②削除された部分については関連規定に取り消し線で示した。③法改正等にとまなう表現の変更については民法典・関連規定の対応部分に下線で示した。④相続法以外の他の法律、法規、司法解釈等を取り込んだ部分についてはイタリック体および当該条文を提示することで示した。なお、これら①から④の区分については相対的なものであるが、主に杜月秋＝孫政編『民法典条文対照與重点解説』法律出版社、2020年、中国法制出版社編『中華人民共和國民法典 含新旧與關聯対照』中国法制出版社、2020年を参照した。
3. 翻訳中の〔 〕内の語は中国語の原文を示すものである。
4. 関連法規として示した法規の名称には、以下の「 」内のような略称を用いている。
  - ・【相続法解釈】…最高人民法院「中華人民共和國相続法」を貫徹して執行する若干の問題に関する意見（1985年9月11日，法（民）発〔1985〕22号，2021年1月1日廃止）

中華人民共和國民法典（相続編）	中華人民共和國相続法
(2020年5月26日第11回全国人民代表大会常務委員会第12次会議にて採択)	(1985年4月10日，第6期全国人民代表大会第3回会議にて採択，2021年1月1日廃止)
第6編 相続	目次 第1章 総則（1条－8条） 第2章 法定相続（9条－15条） 第3章 遺言相続及び遺贈（16条－22条） 第4章 遺産の処理（23条－34条） 第5章 附則（35条－37条）
第1章 一般規定	第1章 総則

第 1119 条 本編は、相続により生じる民事関係を規律する。

第 1120 条 国は、自然人の相続権を保護する。

第 1121 条 相続は、被相続人が死亡した時に開始する。

②相互に相続関係にある数人が同一の事件において死亡し、死亡の時間を確定することが困難である場合は、他に相続人のいない者が先に死亡したものと推定する。全員に他の相続人がいて、世代 [輩份] が異なるときは、尊属が先に死亡したものと推定し、世代が同一のときは、同時に死亡したものと推定し、相互に相続が生じないものとする。

第 1122 条 遺産とは、自然人が死亡した時に遺される個人の合法的財産である。

②法律の規定により、又はその性質に基づいて相続することができない遺産は、相続することができない。

第 1123 条 相続開始後は、法定相続に従って進めるものとするが、遺言がある場合は、遺言による相続又は遺贈に従って進めるものとし、遺贈扶養の合意があるときは、合意に従って進めるものとする。

第 1124 条 相続開始後、相続人が相続の放棄をする場合は、遺産を処理する前に、書面形式によって相続放棄の表示をしなければならず、表示をしないときは、相続を承認したものとみなす。

第 1 条 「中華人民共和國憲法」の規定に基づき、公民の私有財産の相続権を保護するために、本法を制定する。

第 1 条 「中華人民共和國憲法」の規定に基づき、公民の私有財産の相続権を保護するために、本法を制定する。

第 2 条 相続は、被相続人が死亡した時に開始する。

【相続法解釈】 2. 相互に相続関係にある何人かの人が同一の事件において死亡し、もし死亡の先後の時間を確定することができない場合は、相続人のいない者が先に死亡したものと推定する。死亡者のそれぞれに全員相続人がいるとき、も七何人かの死亡者の世代 [輩分] が異なれば、尊属が先に死亡したものと推定し、何人かの死亡者の世代が同一であれば、同時に死亡したものと推定し、この間で相続は生じず、彼らの各自の相続人が個別に相続するものとする。

第 3 条 遺産とは、公民が死亡した時に遺される個人の合法的財産であって、以下のものが含まれる。

- (一) 公民の収入
- (二) 公民の家屋、貯蓄及び生活用品
- (三) 公民の林木、家畜及び家禽
- (四) 公民の文物、図書資料
- (五) 法律により公民の所有が許されている生産手段
- (六) 公民の著作権、特許権のうちの財産的権利
- (七) 公民のその他の合法的財産。

第 5 条 相続開始後は、法定相続に従って進めるものとするが、遺言がある場合は、遺言による相続又は遺贈に従って進めるものとし、遺贈扶養の合意があるときは、合意に従って進めるものとする。

第 25 条 相続開始後、相続人が相続の放棄をする場合は、遺産を処理する前に、相続放棄の表示をしなければならない。表示をしないときは、相続を承認したものとみなす。

②受遺者は、遺贈を知った日から60日以内に、遺贈の承認又は放棄の表示をしなければならず、期間内に表示をしないときは、遺贈を放棄したものとみなす。

第1125条 相続人に以下の列挙する行為の1つがあった場合は、相続権を失う。

- (一) 故意に被相続人を殺害した
- (二) 遺産を奪うために他の相続人を殺害した
- (三) 被相続人を遺棄した、又は被相続人を虐待し情状が重大である
- (四) 遺言を偽造、改ざん、隠匿又は破棄し、情状が重大である
- (五) 詐欺、強迫の手段によって被相続人が遺言をする、変更するもしくは撤回することを強制又は妨害し、情状が重大である。

②相続人に前項第3号から第5号の行為があったが、確かに悔い改める表現があつて、被相続人が許した又は事後に遺言にその者を相続人として記載したときは、当該相続人は相続権を失わない。

③受遺者に本条第1項の規定する行為があつたときは、遺贈を受ける権利を失う。

## 第2章 法定相続

第1126条 相続権は、男女平等である。

第1127条 遺産は、以下に列挙する順位により相続する。

- (一) 第1順位：配偶者、子、父母
- (二) 第2順位：兄弟姉妹、祖父母、外祖父母。

②相続開始後は、第1順位の相続人が相続するものとし、第2順位の相続人は相続しないが、第1順位の相続人による相続がなければ、第2順位の相続人が相続する。

③本編にいう子には、嫡出子、非嫡出子、養子及び扶養関係にある継子が含まれる。

②受遺者は、遺贈を知った日から4か月以内に、遺贈の承認又は放棄の表示をしなければならない。期間内に表示をしないときは、遺贈を放棄したもの

第7条 相続人に以下の列挙する行為の1つがあった場合は、相続権を失う。

- (一) 故意に被相続人を殺害した場合
- (二) 遺産を奪うために他の相続人を殺害した場合
- (三) 被相続人を遺棄した、又は被相続人を虐待し情状が重大である場合
- (四) 遺言を偽造、改ざん又は破棄し、情状が重大である場合。

## 第2章 法定相続

第9条 相続権は、男女平等である。

第10条 遺産は、以下に列挙する順位により相続する。

- 第1順位：配偶者、子、父母
- 第2順位：兄弟姉妹、父方の祖父母、母方の祖父母。

②相続開始後は、第1順位の相続人が相続するものとし、第2順位の相続人は相続しない。第1順位の相続人の相続がなければ、第2順位の相続人が相続する。

③本法に言うところの子には、嫡出子、非嫡出子、養子及び扶養関係にある継子が含まれる。

④本編にいう父母には、実父母、養親及び扶養関係にある継父母が含まれる。

⑤本編にいう兄弟姉妹には、父母の双方を同じくする兄弟姉妹、異母又は異父の兄弟姉妹、養子縁組による兄弟姉妹、扶養関係にある継兄弟姉妹が含まれる。

第 1128 条 被相続人の子が被相続人より先に死亡した場合は、被相続人の子の直系卑属の血族が代襲相続する。

②被相続人の兄弟姉妹が被相続人より先に死亡した場合は、被相続人の兄弟姉妹の子が代襲相続する。

③代襲相続人は、原則として被代襲相続人が相続の権利を有する相続分のみ相続することができる。

第 1129 条 配偶者を亡くした妻が亡き夫の父母について、配偶者を亡くした夫が亡き妻の父母について、主たる扶養義務を尽くした場合は、第 1 順位の相続人となる。

第 1130 条 同一順位の相続人が相続する遺産の相続分は、原則として相等しいものとする。

②生活に特殊な困難がある、又は労働能力を欠く相続人については、遺産分配時に、配慮しなければならない。

③被相続人について主たる扶養義務を尽くした、又は被相続人と共同生活をしていた相続人には、遺産分配時に、多く分与することができる。

④扶養能力があり、なおかつ扶養の条件を有する相続人が、扶養義務を尽くさない場合、遺産分配時に、分与しない、又は少なく分与することができる。

⑤相続人が協議して同意したときは、相等しいものとしないこともできる。

第 1131 条 相続人以外で被相続人の扶養に頼って

④本法に言うところの父母には、実父母、養親及び扶養関係にある継父母が含まれる。

⑤本法に言うところの兄弟姉妹には、父母の双方を同じくする兄弟姉妹、異母又は異父の兄弟姉妹、養子縁組による兄弟姉妹、扶養関係にある継兄弟姉妹が含まれる。

第 11 条 被相続人の子が被相続人より先に死亡した場合は、被相続人の子の卑属の直系血族が代襲相続する。代襲相続人は、原則としてその父又は母が相続の権利を有する相続分のみ相続することができる。

第 12 条 配偶者を亡くした妻が亡き夫の父、亡き夫の母について、配偶者を亡くした夫が亡き妻の父、亡き妻の母について、主たる扶養義務を尽くした場合は、第 1 順位の相続人となる。

第 13 条 同一順位の相続人が相続する遺産の相続分は、原則として相等しいものとする。

②生活に特殊な困難があつて、労働能力を欠く相続人については、遺産分配時に、配慮しなければならない。

③被相続人について主たる扶養義務を尽くした、又は被相続人と共同生活をしていた相続人には、遺産分配時に、多く分与することができる。

④扶養能力があり、なおかつ扶養の条件を有する相続人が、扶養義務を尽くさない場合、遺産分配時に、分与しない、又は少なく分与することができる。

⑤相続人が協議して同意したときは、相等しいものとしないこともできる。

第 14 条 相続人以外で被相続人の扶養に頼ってい

いた者、又は相続人以外で被相続人について比較的多くの扶養を行った者には、適当な遺産を分与することができる。

第 1132 条 相続人は、相互に理解して相互に譲歩し、和睦と団結の精神で、相続問題を協議して処理しなければならない。遺産分割の時期、方法及び相続分については、相続人が協議によって確定するものとするが、協議が調わない場合は、人民調停委員会の調停によって調停する、又は人民法院に訴えを提起することができる。

### 第 3 章 遺言相続及び遺贈

第 1133 条 自然人は、本法の規定に従い遺言をして個人の財産を処分ことができ、なおかつ遺言執行者を指定することができる。

②自然人は、遺言をして法定相続人の中の 1 人又は数人を指定して個人の財産を相続させることができる。

③自然人は、遺言をして個人の財産を国、集団又は法定相続人以外の組織、個人に贈与することができる。

④自然人は、法により遺言信託をすることができる。

第 1134 条 自筆遺言は、遺言者が自書し、署名し、年月日を明記するものとする。

第 1135 条 代書遺言は、2 人以上の証人が立ち合い、その内の 1 人が代書し、なおかつ遺言者、代書者及びその他の証人が署名し、年月日を明記しなければならない。

第 1136 条 プリントアウト遺言は、2 人以上の証人が立ち会わなければならない。遺言者及び証人は、遺言の全頁に署名し、年月日を明記しなければならない。

第 1137 条 録音録画の形式とする遺言は、2 人以上の証人が立ち会わなければならない。遺言者

た、労働能力を欠く、又は収入源を有しない者、若しくは相続人以外の者であって、相続人以外で被相続人について比較的多くの扶養を行った者には、彼らに適当な遺産を分与することができる。

第 15 条 相続人は、相互に理解して相互に譲歩し、和睦と団結の精神で、相続問題を協議して処理しなければならない。遺産分割の時期、方法及び相続分については、相続人が協議によって確定するものとする。協議が調わない場合は、人民調停委員会の調停によって調停する、又は人民法院に訴えを提起することができる。

### 第 3 章 遺言相続及び遺贈

第 16 条 公民は、本法の規定に従い遺言をして個人の財産を処分ことができ、なおかつ遺言執行者を指定することができる。

②公民は、遺言をして法定相続人の 1 人又は数人を指定して個人の財産を相続させることができる。

③公民は、遺言をして個人の財産を国、集団又は法定相続人以外の者に贈与することができる。

第 17 条②自筆遺言は、遺言者が自書し、署名し、年月日を明記するものとする。

第 17 条③代書遺言は、2 人以上の証人が立ち合い、その内の 1 人が代書し、年月日を明記し、なおかつ遺言者、代書者及びその他の証人が署名しなければならない。

#### ←新設

第 17 条④録音の形式とする遺言は、2 人以上の証人が立ち会わなければならない。

及び証人は、録音録画中にその氏名又は肖像、及び年月日を記録しなければならない。

第 1138 条 遺言者は、危急の状況において、口授での遺言をすることができる。口授での遺言は、2 人以上の証人が立ち会わなければならない。危急の状況が消滅した後、遺言者が書面又は録音録画の形式で遺言をすることでできる場合、口授でなされた遺言は無効とする。

第 1139 条 公証遺言は、遺言者が公証機構を経てする。

第 1140 条 以下に列挙する者は、遺言の証人となることができない。

- (一) 民事行為無能力者、制限民事行為能力者及び立ち会い能力を有しないその他の者
- (二) 相続人、受遺者
- (三) 相続人、受遺者と利害関係を有する者

第 1141 条 遺言は、労働能力を欠き、かつ生活の収入源を有しない相続人のために必要な遺産分を留保しなければならない。

第 1142 条 遺言者は、自己のした遺言を撤回 [撤回]、変更することができる。

② 遺言をした後、遺言者が遺言の内容に反する民事法律行為を行った場合は、遺言の関連内容についての撤回とみなす。

③ 複数の遺言がなされ、内容が相互に抵触する場合は、最後の遺言によるものとする。

第 1143 条 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者がした遺言は、無効とする。

② 遺言は遺言者の真実の意思が表示されなければならない。詐欺、強迫を受けてなされた遺言は、無効とする。

③ 偽造された遺言は、無効とする。

④ 遺言が変造された場合、変造された内容は、無効とする。

第 17 条⑤ 遺言者は、危急の状況において、口授での遺言をすることができる。口授での遺言は、2 人以上の証人が立ち会わなければならない。危急の状況が解消した後、遺言者が書面又は録音の形式を用いて遺言をすることでできる場合、口授でなされた遺言は無効とする。

第 17 条① 公証遺言は、遺言者が公証機関を経てする。

第 18 条 以下に列挙する者は、遺言の証人となることができない。

- (一) 行為無能力者、制限行為能力者
- (二) 相続人、受遺者
- (三) 相続人、受遺者と利害関係を有する者。

第 19 条 遺言は、労働能力を欠き、かつ生活の収入源を有しない相続人について必要な遺産分を留保しなければならない。

第 20 条 遺言者は、自己のした遺言を撤回 [撤回]、変更することができる。

② 複数の遺言がなされ、内容が相互に抵触する場合は、最後の遺言によるものとする。

③ 自筆、代筆、録音、口頭の遺言では、公証遺言を撤回、変更することができない。

第 22 条 行為無能力者又は制限行為能力者がした遺言は、無効とする。

② 遺言は遺言者の真実の意思が表示されなければならない。強迫、詐欺を受けてなされた遺言は、無効とする。

③ 偽造された遺言は、無効とする。

④ 遺言が変造された場合、変造された内容は、無効とする。



第1144条 遺言相続又は遺贈が負担付である場合、相続人又は受遺者は、義務を履行しなければならない。正当な理由なく義務を履行しないときは、利害関係者又は関係する組織の請求を経て、人民法院は、その者〔其〕が負担付の部分の遺産を取得する権利を取り消すことができる。

#### 第4章 遺産の処理

第1145条 相続開始後、遺言執行者は遺産管理人となるものとするが、遺言執行者がいない場合、相続人は遅滞なく遺産管理人を選出しなければならない。相続人が選出しないときは、相続人が共同で遺産管理人を担当するものとするが、相続人がいない、又は相続人がいずれも相続放棄をするときは、被相続人の生前の住所地の民政部门又は村民委員会が遺産管理人を担当するものとする。

第1146条 遺産管理人の確定について争いがある場合、利害関係者は、人民法院に遺産管理人の指定を申請することができる。

第1147条 遺産管理人は、以下に列挙する職責を履行しなければならない。

- (一) 遺産を整理し、なおかつ遺産の目録を作成する
- (二) 相続人に遺産の状況を報告する
- (三) 必要な措置を講じて遺産の毀損、滅失を防止する
- (四) 被相続人の債権債務を処理する
- (五) 遺言又は法律の規定に従って遺産を分割する
- (六) 遺産の管理に関するその他の必要な行為を行う。

第1148条 遺産管理人は、法により職責を履行しなければならない。故意又は重大な過失によって相続人、受遺者、債権者に損害を与えた場合は、民事責任を負わなければならない。

第1149条 遺産管理人は、法律の規定により、又は約定に従って報酬を得ることができる。

第1150条 相続開始後に、被相続人の死亡を知った相続人は、遅滞なくその他の相続人及び遺言執行者に通知しなければならない。相続人の中に被相続人の死亡を知る者がいない、又は被相

第21条 遺言相続又は遺贈が負担付である場合、相続人又は受遺者は、義務を履行しなければならない。正当な理由なく義務を履行しないときは、関係する単位〔単位〕又は個人の請求を経て、人民法院は、彼〔他〕が遺産を取得する権利を取り消すことができる。

#### 第4章 遺産の処理

←新設

←新設

←新設

←新設

←新設

第23条 相続開始後に、被相続人の死亡を知った相続人は、遅滞なくその他の相続人及び遺言執行者に通知しなければならない。相続人の中に被相続人の死亡を知る者がいない、又は被相続



続人の死亡を知ったが通知することができない場合は、被相続人の生前の単位又は住所地の居民委員会、村民委員会が通知の責任を負う。

第 1151 条 遺産を保有している者は、遺産を適切に保管しなければならず、いかなる組織もしくは個人も横領又は争奪をしてはならない。

第 1152 条 相続開始後に、相続人が遺産分割前に死亡したが、相続放棄をしていなかった場合、当該相続人の相続すべき遺産は、その相続人に移転するが、但し、遺言に別段の定めがある場合は除く。

第 1153 条 夫婦の共有財産は、約定がある場合を除き、遺産分割の時に、先に共有財産の半分を分離して配偶者の所有とし、その残りを被相続人の遺産とする。

②遺産が家族の共有財産に属するときは、遺産分割の時に、先に他の者の財産を分離しなければならない。

第 1154 条 以下に列挙する事由の 1 つがある場合、遺産中の関係する部分は法定相続に従って処理しなければならない。

- (一) 遺言相続人が相続を放棄した又は受遺者が遺贈を放棄した
- (二) 遺言相続人が相続権を喪失した又は受遺者が遺贈を受け取る権利を喪失した
- (三) 遺言相続人、受遺者が遺言者より先に死亡した又は終了した
- (四) 遺言の無効部分にかかる遺産
- (五) 遺言で未処分の遺産。

第 1155 条 遺産分割の時には、胎児の相続分を留保しなければならない。胎児が分娩時に死体であった場合、留保された分は、法定相続に従って処理する。

第 1156 条 遺産分割は、生産及び生活の必要性に有利でなければならず、遺産の効用を損なってはならない。

人の死亡を知っても通知することができない場合は、被相続人の生前の単位又は住所地の居民委員会、村民委員会が通知の責任を負う。

第 24 条 遺産を保有している者は、遺産を適切に保管しなければならず、いかなる者も横領又は争奪をしてはならない。

【相続法解釈】 52. 相続開始後に、相続人が相続放棄の意思表示をせずに、遺産分割前に死亡した場合、その者が遺産を相続する権利は彼の合法の相続人に移転する。

第 26 条 夫婦の婚姻期間中に取得した共有財産は、約定のある場合以外では、もし遺産を分割するのであれば、先に当該共有財産の半分を分離して配偶者の所有とし、その残りを被相続人の遺産とする。

②遺産が家族の共有財産に属するときは、遺産分割の時に、先に他の者の財産を分離しなければならない。

第 27 条 以下に列挙する事由の 1 つがある場合、遺産中の関係する部分は法定相続に従って処理しなければならない。

- (一) 遺言相続人が相続を放棄した又は受遺者が遺贈を放棄した場合
- (二) 遺言相続人が相続権を喪失した場合
- (三) 遺言相続人、受遺者が遺言者より先に死亡した場合
- (四) 遺言の無効部分にかかる遺産
- (五) 遺言で未処分の遺産。

第 28 条 遺産分割の時には、胎児の相続分を留保しなければならない。胎児が出生時に死体であった場合、留保された分は、法定相続に従って処理する。

第 29 条 遺産分割は、生産及び生活の必要性に有利でなければならず、遺産の効用を損なってはならない。

②分割に適さない遺産は、換価、適切な補償又は共有等の方法によって処理することができる。

第 1157 条 夫婦の一方が死亡した後他方が再婚した場合であっても、相続した財産を処分する権利を有し、いかなる組織又は個人も干渉してはならない。

第 1158 条 自然人は、相続人以外の組織又は個人と扶養義務付遺贈協定を締結することができる。協定に従い、当該組織又は個人は当該自然人の生前の扶養と死後の葬儀の義務を負い、遺贈を受ける権利を有する。

第 1159 条 遺産分割は、被相続人が法に従って納付すべき税金及び債務を清算しなければならないが、但し、労働能力を欠き、かつ生活の収入源を有しない相続人のために必要である遺産を留保しなければならない。

第 1160 条 相続する者がなく、受遺者もない遺産は、国家所有に帰属し、公益事業に用いるものとし、死者が生前に集団所有制組織の構成員であった場合は、所在していた集団所有制組織の所有に帰属する。

第 1161 条 相続人は、取得した遺産の実際の価値を限度として、被相続人の法に従って納付すべき税金及び債務を清算するものとする。遺産の実際の価値を超える部分については、相続人が任意に弁済する場合はこの限りでない。

②相続人が相続を放棄するときは、被相続人の法に従って納付すべき税金及び債務について、清算する責任を負わなくてもよい。

第 1162 条 遺贈の執行は、遺贈者の法に従って納付すべき税金の納付及び債務の清算を妨げてはならない。

②分割に適さない遺産は、換価、適切な補償又は共有等の方法によって処理することができる。

第 30 条 夫婦の一方が死亡した後他方が再婚した場合であっても、相続した財産を処分する権利を有し、いかなる人も干渉してはならない。

第 31 条 公民は、扶養者と扶養義務付遺贈協定を締結することができる。協定に従い、扶養者は当該公民の生前の扶養と死後の葬儀の義務を負い、遺贈を受ける権利を有する。

②公民は、集団所有制組織と扶養義務付遺贈協定を締結することができる。協定に従い、集団所有制組織は当該公民の生前の扶養と死後の葬儀の義務を負い、遺贈を受ける権利を有する。

【相続法解釈】 61.相続人のうち労働能力を欠き、かつ生活の収入源を有しない者があり、遺産が債務の弁済に不足する場合は、その者のために適当な遺産を留保し、その後には相続法 33 条および民事訴訟法 180 条の規定に従って債務の弁済をしなければならない。

第 32 条 相続する者がなく、受遺者もない遺産は、国家所有に帰属し、死者が生前に集団所有制組織の構成員であった場合は、所在していた集団所有制組織の所有に帰属する。

第 33 条 遺産の相続は、被相続人の法に従って納付すべき税金を納付及び債務を清算しなければならないが、税金の納付及び債務の清算は、その遺産の実際の価値を限度とする。遺産の実際の価値を超える部分については、相続人が任意に弁済する場合はこの限りでない。

②相続人が相続を放棄するときは、被相続人の法に従って納付すべき税金及び債務について、弁済する責任を負わなくてもよい。

第 34 条 遺贈の執行は、遺贈者の法に従って納付すべき税金の納付及び債務の清算を妨げてはならない。

第 1163 条 法定相続があり遺言相続、遺贈もある場合は、法定相続人が被相続人の法に従って納付すべき税金及び債務を清算するものとし、法定相続遺産の実際の価値を超える部分については、遺言相続人及び受遺者が相続分の割合に応じて取得した遺産を以って清算する。

【相続法解釈】 62. 遺産分割が既になされたが未だ債務が清算されていない時に、もし法定相続があり、遺言相続および遺贈もある場合は、まず法定相続人が取得した遺産を用いて債務を精算するものとし、清算に不足するときは、残った債務を遺言相続人及び受遺者が相続分の割合に応じて取得した遺産を用いて弁済するものとし、もし遺言相続及び遺贈のみであるときは、遺言相続人及び受遺者が相続分に応じて取得した遺産を用いて弁済するものとする。

\*本研究は JSPS 科研費 19K01252 の助成を受けた研究成果の一部である。

#### 《注》

- (1) 新華社 HP 「中国民法典誕生！」 [http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202005/1247ca1d376e47e9b02a3053dd438e2d.shtml] (2022 年 6 月 22 日最終アクセス)。
- (2) 日本語での書籍としては、鈴木賢『現代中国相続法の原理——伝統の克服と継承』成文堂、1992 年、加藤美穂子『中国家族法「婚姻・養子・相続」問答解説』日本加除出版、2008 年等がある。
- (3) 相続編を含む中国民法典の翻訳については、小田美佐子＝朱曄「中華人民共和国民法典（1-2・完）」立命館法学 390・391 号、412-477 頁・436-507 頁、2020 年、胡光輝『中華人民共和国民法典 2021 年 1 月施行 立法経緯・概要・邦訳』日本加除出版、2021 年 2 月、孫海萍編著、方達法律事務所日本業務チーム著『新しい中国民法』商事法務、2021 年 2 月、渠涛訳、道垣内弘人＝田澤元章＝宇田川幸則監修、大村敦志編集協力『中華人民共和国民法典 I 対照条文編』商事法務、2022 年等がある。
- (4) 相続法の翻訳については、錢偉榮訳「中華人民共和國相続法（仮訳）」高岡法科大学紀要 22 号、2011 年等がある。

(原稿受付 2022 年 10 月 29 日)